

22 八行経発第 23 号  
平成 22 年 8 月 4 日

八王子市監査委員 村山 博夫 殿  
同 矢野 和利 殿  
同 対間 康久 殿  
同 井上 睦子 殿

八王子市長 黒 須 隆 一

包括外部監査結果に基づく措置について（通知）

このことについて、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により別紙のとおり通知します。

平成13年度

監査テーマ	清掃事業における事務の執行等について
監査項目	ごみ収集・運搬業務関連
指摘項目	粗大ごみ処理手数料等の徴収事務について
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘 <input type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	粗大ごみ処理手数料の滞納状況を踏まえると、次のような改善策が挙げられる。 ① その場で料金を徴収できない場合、後払いによる入金も可能としている現行の納付方法から、コンビニ等を利用し、手数料を事前に支払う「前納方式」とする検討 ② 現行の請求方法を踏襲していく場合、悪質な滞納者の名称等の公表の検討し、納付期限どおり納付した債務者との公平を損なうことがないように努める必要がある。
措置内容	条例を改正し、平成19年10月1日から粗大ごみの処理手数料の納付方法について、品目ごとにポイントを定め、そのポイントに応じた処理券（シール）を事前に購入してもらう「前納方式」に変更し、滞納を生まない有効な改善を図った。 悪質な滞納者の氏名公表については、地方公務員法や地方税法に定める守秘義務や、個人情報保護法に定める権利保護に抵触すると言われている中、「滞納制裁条例」を制定した団体でも氏名公表まで実情は至っていないことを踏まえると、現時点での実施は困難である。
措置時期	平成19年10月1日
所管部課	環境部ごみ減量対策課

監査テーマ	清掃事業における事務の執行等について
監査項目	し尿収集・処理関連
指摘項目	し尿等処理手数料の徴収状況について
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘 <input type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	②また、再三にわたる催告にコストをかけて行ったにもかかわらず、支払わない悪質な業者等に対しては、「業者名等」を市民に公表することも検討に値するものとする。
措置内容	廃棄物処理手数料の条例改正（21年9月28日）に合わせ、し尿（仮設便所から臨時に排出されるものを除く。）を排出するときは、粗大ごみ処理券による前納方式（23年8月12日施行）を導入することが決定した。また仮設便所のし尿収集については、平成22年1月1日より民間に移行させ、滞納が発生しない仕組みに改め、催告など滞納処理手続きにコストをかけないような改善を図った。 悪質な滞納者の氏名公表については、地方公務員法や地方税法に定める守秘義務や、個人情報保護法に定める権利保護に抵触すると言われている中、「滞納制裁条例」を制定した団体でも氏名公表まで実情は至っていないことを踏まえると、現時点での実施は困難である。
措置時期	平成22年4月1日
所管部課	水循環部水再生課

平成16年度

監査テーマ	普通財産の「貸付土地及び建物」及び「その他の土地及び建物」に関する管理事務について
監査項目	現場視察に基づく物件の管理状況等
指摘項目	戦後復興目的の貸付地の目的外使用
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	戦後復興目的で貸付けている土地の中に、住居の建て替えに伴い、借主がアパートを建築し賃貸しているものがある。当初の戦後復興目的外の利用であり、アパート建築の際に底地の買取りを強く求める必要があったと考えられる。
措置内容	借主に底地の買取りを求め、売却した。
措置時期	平成22年3月4日
所管部課	財務部管財課

平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	ふれあいの里の管理運営の評価について（夕やけ小やけふれあいの里）
指摘項目	ふれあいの里の管理運営の評価について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 （概要）	<p>宿泊施設等管理運営の再委託や建物維持管理委託等を内容とする委託料やその他の物件費には、見直しの余地が残されているものと考えられる。そして、さらなる分析を行うためには、ふれあいの里で行われている事業ごとの収支状況や公益性の割合などのデータを入手し、詳細に分析する必要がある。</p> <p>市担当課として、このような分析手法が必要であると認識されるのであれば、指定管理者からの月次（または4半期や半期）の報告で事業単位の収支状況や実績データを入手し、事業評価につなげられることを要望する。</p>
措置内容	<p>委託内容や方法等を見直したことで、宿泊施設等管理運営の再委託をはじめ、20年度から22年度までの委託料を比較すると、ほとんどの契約額が減った（例：宿泊施設委託料 H20 34,800千円→H22 31,780千円）。</p> <p>その他の物件費も精査することで、指定管理料は20年度102,968千円から22年度93,545千円になった。</p> <p>また、収支状況や実績データの事業単位での集計表をイベント毎に作成し、過年との比較等による評価を行った。その評価に基づき、指定管理者と平成22年度の運営を検討し、改善や新企画を盛り込んだ「花まつり」や「新緑祭り」などのイベントを催した。</p>
措置時期	平成22年5月11日
所管部課	産業振興部観光課

平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	今後の施設のあり方について（農村環境改善センター）
指摘項目	今後の施設のあり方について
区 分	<input type="checkbox"/> 指 摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意 見
指摘内容 （概要）	<p>利用者の満足度や要望、利用者の内訳、恩方および上川の両地区の農業従事者数などを勘案し、今後の施設のあり方について、検討する機会を設けることも必要である。その結果によっては、他の同種の施設（市民センター）との公平性の観点から、施設の有料化やそれに伴う指定管理者における利用料金制度の導入なども合わせて検討する必要があるものと考えられる。</p>
措置内容	<p>利用者に対するアンケート調査の結果等も参考に、両施設の今後のあり方、有料化について検討した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 両施設とも満足度調査における全体的な満足度はとても高く、無料で施設が利用できることへの感謝の言葉や無料のまま施設を存続させてほしいといった要望もとても多いなか、有料化に関するアンケート調査では大部分が有料化に否定的で、有料化した場合は利用者が半数以下になる可能性があることが判明した。</li> <li>・ もともと農村環境改善センターは市民センターとは設置目的が異なり、施設の規模が小さく設備や備品にも大きな差があることから、この両者を公平に扱うことは適当であるとはいえず、公平に扱える水準にするためには大規模予算が必要であるが、その予算をつけることは不可能である。</li> <li>・ 地域情勢の変化により施設は農業者以外の地域住民にも広く利用されるようになったが、依然として恩方・上川共に農業従事者数が多いことから、農林業振興の拠点としての施設にコミュニティ的な要素も取り入れ、広く利用されているのを活用し農業者と住民との交流を通してさらに農林業の振興を図っていこうとする試みが行われているが、これは施設が無料で使用でき、多くの地域住民が集まることにより成り立つものである。</li> </ul> <p>このような状況にあることや、さらなる農林業の振興を図る事業を展開していくうえでも、両施設を有料化することは妥当とはいえず、近年の“農”に対する意識や情勢の変化に対応していくうえでも施設は農村環境改善センターとして存続させていく必要があることから、農林課の方針として施設は農村環境改善センターとして、有料化せずに存続させていくことに決定した。</p>
措置時期	平成22年3月31日
所管部課	産業振興部農林課

平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	経営の状況について（財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団）
指摘項目	職員の業務意欲等インセンティブの付与状況について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 （概要）	<p>次のような内部経営改革を検討することを期待する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>エ. 嘱託等職員の評価制度の確立</li> <li>オ. 退職給付に関する規程等の整備</li> <li>カ. 総合的なインセンティブ付与策の検討など</li> </ul>
措置内容	<p>エ) 嘱託職員等の評価制度の確立 一般嘱託員及び舞台技術嘱託員について、平成22年4月1日から業務評価を導入することとした。 一般嘱託員については、所属長による業務評価推薦により、業務成績が良好な者を主任嘱託員に位置づけ、主任嘱託員手当を支給することとした。また、舞台技術嘱託員については、給料表を改正し、勤務成績に応じて昇給する制度とした。</p> <p>オ) 退職給付に関する規程等の整備 平成19年監査指摘時においては、職員就業規則に退職手当の支給について規定されており、未整備ではない。この規程にある特定退職金制度（八王子商工会議所による特定退職金共済制度に加入）により、職員一人毎月20口2万円（口数は決裁により決定）を掛け金として支払い、在職月数にかけている口数を乗じた退職金を職員に支払っている。</p> <p>カ) 総合的なインセンティブ付与策の検討 平成20年度に組織変革のための検討会を5部会（新給与制度プロジェクト・業務評価検討会・業務改善委員会・マーケティング検討会・新市民会館プロジェクト）設置し、職員の意見集約を行う中で、職員の業務意欲への動機付けを行い、その結果を平成21年5月31日にまとめた。また、さらなる組織改革を促進するために、平成21年6月30日に職員を中心とした改革推進検討会を設置した。</p>
措置時期	平成22年4月1日
所管部課	市民活動推進部学園都市文化課

平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	経営の状況について（財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団）
指摘項目	マーケティングの必要性（企画力・実行力の充実）について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 （概要）	<p>財団は自主事業に限らず、貸館業務など指定管理業務についても、次のような項目を意識して事業の企画立案等を行うことも重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. マーケット・リサーチ力の確立</li> <li>イ. 顧客情報の分類データベース化</li> <li>ウ. 事業ごとのターゲットの明確化</li> <li>エ. 財団の強み弱みの明確化（SWOT分析結果）</li> <li>オ. 営業ネットワークの確立など</li> </ul>
措置内容	<p>ア) マーケットリサーチ力の確立 平成21年9月17日と18日にインターネットによるリサーチ（15歳以上の男女を対象）を実施した。また自主事業実施時には毎回アンケート調査を実施している。今後も引き続き調査を実施し、調査内容等を精査する中で、リサーチ力を充実しデータを有効活用していく。</p> <p>イ) 顧客情報の分類データベース化 施設予約システムを有効活用し、平成22年4月1日にシステムに顧客コードを設置することによりデータベース化を図った。</p> <p>ウ) 事業ごとのターゲットの明確化 平成21年度に事業の企画立案時に顧客情報データ分析や、培ったスタッフの情報収集力等を活用し、対象者や集客について検討し、ターゲットを絞った効率的な事業展開を図った。（子供向け公演「ミュージカル アルプスの少女ハイジ」平成21年8月1日・歌舞伎「松竹大歌舞伎平成21年7月3日等）</p> <p>エ) 財団の強み弱みの明確化（SWOT分析結果） 平成21年度に設置した改革推進検討会において事業分析を行い、平成21年6月30日にまとめた業務評価書（5段階評価）により財団の強み弱みを把握した。</p> <p>オ) 営業ネットワークの確立 各施設を利用している興行主等との連携を深めており、定期的にホールの空き状況等を連絡する等により、ホールの効率的な利用に結び付けている。この成果として21年度において市民会館の利用が増加し、施設利用料及び財団情報紙への広告料の増収となった。平成22年4月30日にその成果を決算書としてまとめた。</p>
措置時期	平成22年4月30日
所管部課	市民活動推進部学園都市文化課

平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	経営の状況について（財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団）
指摘項目	事業評価体制の強化について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 （概要）	財団が実施する重要な事業については、事業年度ごとに、または職員の業績評価との関連では半期ごとに、次のような事業の評価を実施することを検討すべきである。 ア. 評価すべき重要な業務の洗い出し イ. 当該業務ごとの重要な評価指標の開発 ウ. 評価指標に関するデータ収集 エ. 事業評価システムの確立
措置内容	ア) イ) ウ) エ) 平成21年6月30日に5段階評価により業務分析を実施した。この分析においては、評価すべき重要な業務の洗い出し、評価指標の設置、評価指標に関するデータ収集等を行い、業務評価システムを構築した。
措置時期	平成21年6月30日
所管部課	市民活動推進部学園都市文化課

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	財務諸表関連改善事項について（財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団）
指摘項目	財務諸表関連改善事項について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 （概要）	作成された財務諸表に関連して改善点を記載することにより、平成19年度決算の参考にしていただくものである。 ①正味財産増減計算書の表示 ②有価証券の評価基準及び評価方法：重要な会計方針（注記事項） ③未払法人税等の別掲表示 ④有価証券の期末評価 ⑤財務会計システム上での事業別区分経理による決算事務処理等効率化
措置内容	正味財産増減計算書の表示、有価証券の評価基準及び評価方法並びに重要な会計方針（注記事項）、未払法人税等の別掲表示、有価証券の期末評価については、会計顧問（公認会計士）の指導のもと、平成20年4月30日作成の平成19年度決算報告書から記載している。また、財務会計システムについては、平成21年4月1日に各施設とオンライン化したことで、決算事務処理の効率化を図った。
措置時期	平成21年4月1日
所管部課	市民活動推進部学園都市文化課



平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	市民会館の事業について（財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団）
指摘項目	市民会館の事業について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 （概要）	財団の将来の事業とするためにも、新市民会館における指定管理業務を獲得するためのプロジェクトチームを編成し、市民会館でのノウハウを集約し、企画提案内容の検討を進める必要がある。
措置内容	新市民会館の指定管理については、平成21年9月1日に指定管理の実績のある会社と共同事業体を組んで指定管理者選定に臨んだが、平成22年1月18日の結果発表により指定管理者となることは出来なかった。
措置時期	平成22年1月18日
所管部課	市民活動推進部学園都市文化課

平成21年度

監査テーマ	市営住宅事業に係る事務の執行等について
監査項目	(2) 市営住宅の現状について
指摘項目	保証金の管理状況について
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘 <input type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	<p>平成13年度の包括外部監査で指摘された項目のうち、十分に措置がなされていない項目のうち、保証金の問題は全く解決されていない。逆に現時点では、さらに保証金の不突合が拡大している状況もある。早急に原因を分析し、将来に亘って不明のまま残すことのないようにする判断が求められている。</p> <p>平成13年度の包括外部監査でも指摘があったとおり、入居者からの保証金について、住宅対策課と会計課のデータに不突合が存在している。前回の監査では、その金額は78千円であったが、現在は3千円増えて、81千円となっている。前回の不突合について現時点でも原因究明がなされていない。今回の監査でも入居者別の保証金一覧を入手し、会計課の保証金データと突合したが、実態は、更に3千円の不突合となっていた。</p> <p>平成13年度以降の保証金の入金状況と返還状況を逐一照合し、増加した3千円の発生原因を調査する作業を早急に行い、併せて平成13年以降の不突合金額についても調査されたい。原因調査の結果、合理的理由により当該保証金が市へ帰属すると判断せざるを得ない場合には、現在の歳計外現金扱いから、歳計現金への組み替えを行い、諸収入（雑入）などの科目で収入計上を行うことも検討するべきである。</p>
措置内容	<p>保存してある17年以降の帳票を調査したところ、会計課のデータとの整合が確認できたため、不突合の81千円は17年以前に発生したものであることが判明した。しかし17年以前の帳票は廃棄されているため、不突合の81千円の原因究明は、これ以上不可能なため、現在の歳計外現金扱いから、諸収入（雑入）に振替処理を行った。</p>
措置時期	平成22年3月29日
所管部課	まちなみ整備部住宅対策課

平成21年度

監査テーマ	市営住宅事業に係る事務の執行等について
監査項目	(3) 市営住宅管理システム保守点検業務委託及び電算機器賃貸借について
指摘項目	システムのソフトウェアの管理（システムの保守契約の方法・内容、作業の評価について）
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 （概要）	<p>システムの開発業者が、システムの保守業務を行うことには合理性が認められる。一方で、独占的な状況となり、業者が設定する価格での契約となってしまう虞がある。したがって、他社の見積りや、実際の作業内容に基づき、定期的に費用の効率性を見直す必要がある。</p> <p>年度毎に保守点検業務実績には大きな開きがあり、少なくとも現年度の業務実績に照らし、次年度の保守料を見直すなどの、出来る限り実体に即した料金設定を試みるべきである。</p> <p>また、実際に行った作業内容については、仕様書の予定する書面による報告ではなく、動作確認のみの把握にとどまり、実際に行われた作業内容については把握できていない。</p>
措置内容	<p>全庁に対し、下記の内容を含む「情報システムの調達ガイドライン」を示し、これに基づき契約事務の適正化を図ることとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保守契約にあたっては、現年度の業務実績を検証し、保守点検業務の内容を精査し、次年度の保守点検の内容・費用を見直すようにすること。</li> <li>・ 保守予定表、手順書、報告書の納品を仕様書に明記すること。</li> <li>・ 情報システム予算を執行する所管は、事前にIT推進室に協議し、経費について適正に運用できるように指導・助言を受けること。</li> </ul>
措置時期	平成22年3月10日
所管部課	総務部IT推進室

監査テーマ	市営住宅事業に係る事務の執行等について
監査項目	(3) 市営住宅管理システム保守点検業務委託及び電算機器賃貸借について
指摘項目	システムカスタマイズ契約の方法・内容、作業の評価について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 （概要）	<p>平成20年度に、セキュリティ対策として、システムカスタマイズ契約が締結されている。しかしながら、契約書、見積書、仕様書からは如何なるセキュリティ対策が行われたかが判然とせず、作業報告書等もない。</p> <p>次年度以降、契約に先立ち、できるだけ細かい作業単価に基づき契約金額を算出し、現場の作業内容のみならず、T社内での作業内容についても書面により確認すべきである。</p>
措置内容	<p>全庁に対し、下記の内容を含む「情報システムの調達ガイドライン」を示し、これに基づき契約事務の適正化を図ることとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仕様書の作成にあたっては、あいまいな要求要件を排除するため、個々の業務において要求される処理がどのような局面において必要となるかを具体的に示すようにすること。</li> <li>・ 作業従事者一覧、工程表、設計書、作業報告書等の納品を仕様書に明記すること。</li> <li>・ 情報システム予算を執行する所管は、事前にIT推進室に協議し、経費について適正に運用できるように指導・助言を受けること。</li> </ul>
措置時期	平成22年3月10日
所管部課	総務部IT推進室

平成21年度

監査テーマ	市営住宅事業に係る事務の執行等について
監査項目	(3) 市営住宅管理システム保守点検業務委託及び電算機器賃貸借について
指摘項目	システム修正契約の方法、作業の評価について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	<p>平成19年12月27日の政令改正で、システムの修正が必要となったことから、システム修正契約が締結されている。</p> <p>実際に、市が把握しているT社の作業は、社員2名が6時間現場で作業したことのみであり、T社内で行われた作業については、日報及び月報などで全く把握されていない。見積りの段階で、修正作業の期間を実質2ヶ月と見積もっていることから、わずか6時間の作業内容の把握では159万円に見合う作業が実際に行われたと客観的に評価することが難しい。</p> <p>今後は、T社内での作業内容や時間も含め、作業内容を書面で具体的に把握した上で、契約金額を算出すべきである。</p>
措置内容	<p>全庁に対し、下記の内容を含む「情報システムの調達ガイドライン」を示し、これに基づき契約事務の適正化を図ることとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>仕様書の作成にあたっては、あいまいな要求要件を排除するため、個々の業務において要求される処理がどのような局面において必要となるかを具体的に示すようにすること。</li> <li>作業従事者一覧、工程表、設計書等の納品を仕様に明記すること。</li> <li>情報システム予算を執行する所管は、事前にIT推進室に協議し、経費について適正に運用できるように指導・助言を受けること。</li> </ul>
措置時期	平成22年3月10日
所管部課	総務部IT推進室

監査テーマ	市営住宅事業に係る事務の執行等について
監査項目	(3) 市営住宅管理システム保守点検業務委託及び電算機器賃貸借について
指摘項目	電算機器のリース契約の内容について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	<p>行政を契約の相手方に置く場合に、貸し倒れリスクを想定することは合理的とは言い難く、リース料率を現在より引き下げて予算立てができるのではないかと考える。</p> <p>また、リース対象物件についても、システムを運用する上で必要な機能を備えていれば十分であり、殊更高性能な物件をリースする必要はない。したがって、入札予定価格を試算する際に、事前に市担当課で必要な機能を備えた物件の市場価格調査を行い予定価格を決定すべきである。例えば、最新モデルの機器ではなく、型落ちの機器を調達することも検討すべきである。</p> <p>一方で、市がリース料の設定を低く見積もることで、指名競争入札が不調になる可能性も生じる。場合によっては、電算機器をリース契約により調達することに必ずしも縛られず、購入による調達等も試算し、支出の抑制と調達の円滑さの両面から検討した上で、適切な電算機器の調達方法を選択すべきである。</p>
措置内容	<p>全庁に対し、下記の内容を含む「情報システムの調達ガイドライン」を示し、これに基づき契約事務の適正化を図ることとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ハードウェアの調達においては、機器構成や仕様がオーバースペックにならないように仕様を厳選すること。</li> <li>判断が困難な場合はIT推進室に相談すること。</li> <li>情報システム予算を執行する所管は、事前にIT推進室に協議し、経費について適正に運用できるように指導・助言を受けること。</li> </ul>
措置時期	平成22年3月10日
所管部課	総務部IT推進室

平成21年度

監査テーマ	自転車駐車場等に係る事務の執行について
監査項目	(2) 自転車駐車場別収支分析について
指摘項目	収支計画及び年度実績等の比較検討について (自転車駐車場ごとの計画・実績の比較結果について(京王堀之内駅自転車駐車場))
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	<p>分析の結果、平成20年度においては、実績ベースの剰余金が約2,300万円発生していることから、毎年度同規模の剰余金が発生する可能性があることがわかる。供用開始から18年程度経過しているため、市担当課としては利用者である市民の満足度を考慮して、センターに対して施設補修等の要望を行うことが求められてくるものと考えられる。</p> <p>また、収益の実績額は約40百万円であり、計画額(約25百万円)より15百万円増加している。それに対して、業務委託費については、逆に350万円削減していることが把握される。業務委託費が削減されていることの分析も必要である。上記のようなコスト削減の原因分析とともに、1日当たりの一時利用料金である@150円の値下げも検討することが課題となっているのではないかと。</p>
措置内容	<p>供用開始から18年程度経過し、利用者の増加により一時利用者も満車のため駐車できない状況があるため、隣接している撤去自転車保管所を移設、その場所に自転車駐車場を増設し平成22年5月6日リニューアルオープンした。</p> <p>料金体系についても自転車の一時利用料金を、他の施設に先がけて@100円に値下げするとともに、バイクの一時利用料金の見直し(@300円→@200円)もあわせておこなった。</p>
措置時期	平成22年5月6日
所管部課	道路事業部交通事業課

監査テーマ	自転車駐車場等に係る事務の執行について
監査項目	(5) 放置自転車対策業務委託について
指摘項目	業務委託の範囲の見直しについて
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	<p>市内における放置自転車の整理・誘導・撤去・搬入・保管所管理の一連の業務を有機的に連携する現在の方法に変更したことは、放置した自転車の所有者に対する対応をより効率よく実施する観点から、評価できる変更である。今回の見直しの背景には放置自転車数の激減が存在している。</p> <p>今後も、放置自転車が減少することが期待されることから、さらに現在の業務委託方法を見直す必要が生じるものと考えられる。</p> <p>3つの保管所を中心として3つの範囲に分けて業務委託を実施している方法から、市内を1つの地域としてひとつの業務委託とする方法へと変更することがより効率的な業務委託方法になるものとする。</p>
措置内容	<p>平成22年4月1日から、3つの保管所を中心として3つの範囲に分けて行っていた業務委託を、市内を1つの地域としてひとつの業務委託へ変更し、より効率的な一連の業務委託方法へと変更した。</p>
措置時期	平成22年4月1日
所管部課	道路事業部交通事業課